

松江市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則

松江市議会政務活動費の交付に関する規則（平成 25 年松江市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(閲覧)</p> <p>第 8 条 条例第 11 条第 2 項に規定する収支報告書等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、条例第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p><u>(電磁的記録による交付申請書等の作成等)</u></p> <p>第 9 条 <u>この規則に規定する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届及び政務活動費交付請求書(以下「交付申請書等」という。)の作成は、電磁的記録(条例第 9 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、この規則の規定による交付申請書等の提出は、議会電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と議員又は会派の代表者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により議員又は会派の代表者から議長に提出して議長を経由した</u></p>	<p>(閲覧)</p> <p>第 8 条 条例第 10 条第 2 項に規定する収支報告書等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、条例第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。</p> <p>2～6 略</p>

上で、市長電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機と議長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により議長から市長に提出することができる。

- 3 前項の規定により行われた交付申請書等の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに議長に到達したものとみなし、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。